

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 190 号（諮問第 200 号）

件名：私が提出した質問書等の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 2 年 7 月 31 日

### 2 原処分

令和 2 年 9 月 7 日（一部開示決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる自己情報開示請求について、起案文書（令和 2 年 5 月 27 日起案に係るもの）に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

### 3 審査請求

令和 2 年 11 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 2 年 12 月 24 日

### 5 審議会の結論

公安委員会が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において「処理経過及び結果が分かる文書の開示がなかったため、その部分の開示を求める」、「別添が不存在であったので、その部分の開示を求める」旨主張していることから、本件審査請求の趣旨は、本件保有個人情報の特定に関するものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

#### (3) 本件保有個人情報の特定について

実施機関は、別記に掲げる開示請求に対して、本件保有個人情報<sup>を</sup>特定している。

実施機関によれば、公安委員会では、書面による苦情、要望等の申出があった場合、その状態のままの書面を公安委員会に報告し、公安委員会の判断により、必要に応じて然るべき部署<sup>しか</sup>に情報提供等しているとのことである。そして、令和2年5月26日付けの消印で審査請求人から送付された質問書についても、公安委員会にその状態のままの書面を添付して報告し、その結果、公安委員会は、質問書については交通規制課に情報提供するものと判断し、質問書の写しを交通規制課に交付する旨を本件対象文書の起案用紙に記載しており、当審議会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件質問書についてはそれで処理が完了していることから、他に特定すべき文書は存在しないとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、実施機関の主張するとおり、当該起案用紙に質問書の写しを交通規制課に手交する旨が記載されており、別添として質問書が添付されていることが認められた。他に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

私は令和2年5月26日付で公安委員会あてに質問書を提出しました。そこで

- 1 私が提出した質問書
- 3 処理経過及び結果が分かる文書（決裁書を含む）